

令和4年度第5回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

開催日時 令和4年8月26日（金）午前11時03分～午前11時40分
開催場所 あわぎんホール 5階小ホール

2 出席者

（公益委員） 段野委員 稲倉委員 佐野委員 撫養委員 端村委員
（労側委員） 川口委員 山本委員 賀川委員 恵島委員
（使側委員） 脇田委員 中村委員 天野委員 小林委員 藍原委員

3 議題

- （1）徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問及び審議
- （2）特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告及び答申
- （3）特定最低賃金改正諮問
- （4）その他

4 議事

段野会長

ただ今より、本年度第5回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。
事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

事務局（補佐）

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席により成立することとなっております。本日は14名の委員に出席いただいております。審議会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しており、3名の方から傍聴の申込みを受けて現在3名の方が傍聴されています。加えてマスコミの方も入っております。併せて御報告いたします。

以上です。

段野会長

傍聴される方は、事前に事務局からお渡ししている注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。

それでは議事に入ります。

次第1の「徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問及び審議等について」についてですが、6月30日に徳島労働局長より改正決定諮問を受けました徳島県最低賃金につきましては、当審議会及び専門部会で慎重に審議を重ね、8月10日の第4回本審において、徳島労働局長あて答申したところです。

今般、この答申につきまして異議の申出がありましたので、最低賃金法第11条に基づき、これについて審議するよう徳島労働局長から当審議会に諮問がなされます。

それでは、異議申出に係る諮問をお受けしたいと思います。

(伊藤局長から段野会長へ諮問文を手渡す)

事務局（補佐）

諮問文の写しは、皆様方の机上に配布させていただいております。

段野会長

諮問文を、事務局は代読してください。

事務局（補佐）

諮問文はお手元のクリアファイルのほうに配布しておりますので御覧ください。諮問文を読み上げさせていただきます。

徳労発基0826第1号 令和4年8月26日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、徳島県労働組合総連合議長山本正美から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上となります。

段野会長

続いて、事務局は異議申出の経緯等について説明してください。

事務局（部長）

異議申出の経緯につきまして御説明いたします。

徳島県最低賃金につきましては、8月10日、第3回専門部会において審議の結果、中央最低賃金審議会が示したCランク、30円引き上げとする目安に1円上積みした31円で全会一致により専門部会報告がまとめられ、その後の第4回本審において部会報告のとおり「31円引き上げて時間額855円とする」旨の答申をいただきました。

この答申の要旨を8月10日から8月25日までの間、徳島地方合同庁舎掲示版等に公示したところ、8月22日に、1件の異議申出が提出されました。申出者は徳島県労働組合総連合様です。別途配付資料に、異議申出書の写しを添付しております。

なお、徳島県労働組合総連合様からは、意見陳述の希望があり、陳述者は森口（もりぐち）氏であるとのことでした。

段野会長

ただ今、事務局から異議申出の経緯について説明いただいたところですが、徳島県労働組合総連合様からは陳述の要望があったとのことですので、陳述していただいてよろしいですか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、陳述者の森口様は、5分程度で意見の陳述をお願いいたします。

森口氏

度々陳述させていただきまして、ありがとうございます。

私たちは今までの主張とほとんど変わりはありませんが、今回の答申についてやはり1円目安よりも引上げられ、しかも使用者の皆さんが全会一致で決められたということで、その点については我々も評価をしているところです。

四国では4県が格差を縮めるようなかたちとされましたが、御承知のとおり東京と徳島との格差は縮まっていません。それから、やはりもともとの目安を基準に議論をされているということは理解しておりますが、もともとの目安自体が非常に低いかたちで、今の物価高にも追いつかない。さらに年末に向けて物価が高騰するというようなことがあるので、そういう点では100円単位くらいの規模での引き上げが求められます。労働者側委員の方からも我々が時給1,500円の全国一律ということに対して、1,500円は、という話がありました。我々も

一気に1,500円と言うつもりはありませんし、段階的にやっていくというようなプログラムを組みながら取り組んでいますので、そういう点でも全国の格差をなくすということと、自立して生活ができる最低賃金を確立することに引き続き御努力をいただきたいということです。

それと今回とりわけ主張させていただいたのは中小企業対策です。この点について御承知のように高知ではA4、1枚あまりの詳しい要望が出されております。その中には私たちが主張していますように、単に生産性を向上させるための投資に助成するのではなく、直接的に中小企業を支援していくことで、社会保障の減免を一時的にでも実施できればということ、高知では具体的に要望されています。徳島でもこの審議会の中で使用者の方から、四国は本土との連絡橋の通行料が高く、流通コストがかさむというふうな具体的な要望がありました。是非ともこうした具体的な要求に応えるように、国や県に対して流通コストを抑えるために、せめて橋の通行料を一般の高速道路並みにするように要望していただくといったことも必要ではないかと考えています。

いずれにしても中小企業はコロナ禍にあって大変な状況であるし、原材料の高騰で苦しんでいる業者さんも多いと思っています。コロナ禍の後の経済復興を考えても、中小企業に対する思い切った対策を求めていただきたいと考えて、今回申出をさせていただきましたのでよろしくをお願いします。

以上です。どうもありがとうございました。

段野会長

ありがとうございました。森口様は傍聴席へお戻りください。

それでは、異議申出の事項につきまして審議を行います。

まず、労・使の委員の方から御意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

労側の委員の方からお願い致します。

川口委員

川口です。

今お話しをお聞きしましたが、今回の31円で全会一致というのは徳島的に労使共に賃上げをすることが必要ということで、方向性が合致したということで31円の全会一致で評価をいただいたところでございます。全国的にも珍しいというか、胸を張れることではないかと思っています。

東京との格差はありますが、一気にというのは御理解いただいているという話もありましたし、とりあえず1,000円を目指していこうということで、段階的に今回は31円ということでございます。目指すところは1,000円ですが1,000円

が近づくと1,000円でいいのかという話になるかもしれません。とりあえず全国的に1,000円を目指していこうと進めているところでございます。

先ほど橋の話もございました。これは当然のことながら徳島から神戸に行くには橋を2つ渡らなければいけないので、料金もかかります。四国は島国ですので香川から岡山に行くにも橋がありますし、愛媛から広島へ行くにも橋を渡らなければいけないということで、それぞれに料金がかかるということで、それぞれがんばっている企業がございまして、企業に対する助成が必要で、要望するのであれば労側も賛同して要望していきたくと思います。今回、御異議をいただきましたが、徳島は855円で全会一致ということをお理解いただければと思います。

私からは以上です。

段野会長

ありがとうございました。では使側からよろしくお願いします。

脇田委員

使側からも意見を述べさせていただきたいと思います。

今回855円ということで、私どもからすればよく31円も上げられたなということで、ある一定のエビデンスがあるところまでできた賃金でありました。一足飛びに1,000円というのは我々としてはなかなか、なぜ1,000円なのかという理由付けが難しいところございまして、来年度以降どうなるかわかりませんが、いろいろな資料、数字を基にした賃金上昇ということでやっていけたらと思います。それからいろんな中小企業・小規模事業対策についてはそれぞれの部署がいろいろな取組みをやっておりまして、1つは橋の通行料の問題もありますし、税、社会保障、生産性向上、総合対策の中で中小企業、小規模事業対策をやっていく必要があると思っています。ですから、それぞれ1つの部分を見ることもあるかもしれませんが、私としてはそれぞれのところがいろいろな施策をやっていて、国に対する要望もやっておりますので、そういった中でやっていけたらと思います。

以上です。

段野会長

ありがとうございます。公益の先生方から、何かございませんか。

労側委員、使側委員からそれぞれ意見が出されましたのでまとめさせていただきます。

当審議会では、経済、雇用、労働者の生計費などを考慮しまして、また、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解、各種統計資料、他県の状況、今も続く新型コロナウイルスの状況等を総合的に勘案しまして、公労使が真摯に議論を重ねて出した全会一致の結論による答申であります。

異議申出された意見は、最低賃金のさらなる引上げ求める意見で、その申出理由は8月3日に開催した第3回本審で資料として配付した意見書のとおりとされており、同意見書については、第3回本審において陳述もいただいております。審議の中でその意見も考慮のうえ議論されたものと考えております。

よって、ただ今の公労使の意見も踏まえ、この答申を見直す必要はなく、異議申出に対しては、8月10日の答申どおりとすることが適当であるという結論が妥当と考えます。

各委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは本日の異議に関する申出については、ただ今の結論で答申させていただきたいと思っております。

事務局は答申の準備をお願いします。

準備に少し時間が掛かりますので、委員の皆さんはしばらくお待ちください。

段野会長

それでは、再開いたします。

事務局は答申文案を配付してください。

事務局は答申文案を代読してください。

事務局（補佐）

答申文案を代読させていただきます。

令和4年8月26日

徳島労働局長 伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月26日貴職から、令和4年8月10日付け徳島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する徳島県労働組合総連合議長山本正美からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達

したので答申する。

記

令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。
以上となります。

段野会長

この内容で答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、徳島労働局長に答申いたします。

(段野会長から伊藤局長に答申文を手渡す)

以上をもちまして、徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る審議を終了いたします。

答申後の流れについて事務局から説明をお願いします。

事務局（部長）

本日の答申をもとに、徳島労働局長が徳島県最低賃金を決定し、9月6日付けの官報に公示する予定となっております。官報公示から30日経過後の10月6日に法定日発効する予定となっております。

以上です。

段野会長

それでは、次第2「特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告及び答申について」に移りたいと思います。

各特定最低賃金の「改正の必要性」につきましては、各専門部会で審議をしていただき、「一般機械」と「電気機械」については全会一致により「必要性有り」との結論に達し、「造作材等」につきましては、全会一致での結論が得られませんでした。

全会一致となった特定最賃については、部会報告と答申を行っており、全会一致が得られなかった特定最賃は部会報告を行っております。

お手元に、部会報告と答申分の写しをお配りしております。

まず、全会一致で「必要性有り」となった特定最賃の部会報告、答申文をご

覧ください。内容は同じですので、事務局は代表して「一般機械」の答申文を読み上げて、その報告をしてください。

事務局（補佐）

それでは、「一般機械」に係る答申文を読み上げ御報告いたします。

令和4年8月26日

徳島労働局長 伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年6月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。以上となります。

段野会長

次に、全会一致が得られなかった「造作材・合板・建築用組立材料製造業」の部会報告を御覧ください。

事務局は、部会報告を読み上げてください。

事務局（補佐）

「造作材・合板・建築用組立材料製造業」に係る部会報告を読み上げさせていただきます。

令和4年8月23日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子 殿

徳島地方最低賃金審議会 造作材・合板・建築用組立材料製造業

最低賃金専門部会部会長 佐野 美佐子

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和4年6月30日徳島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったので必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員 部会長 佐野 美佐子

部会長代理 撫養 佳孝

段野 聡子

労働者代表委員 山本 雅敏

三木 裕子

恵島 美奈江

使用者代表委員 脇田 亮

本林 隆行

玉置 潔

以上となります。

段野会長

全会一致により金額改正の必要性有りとなった「一般機械」と「電気機械」につきましては、このあとの次第3において、徳島労働局長から金額改正諮問を受けることとなりますが、専門部会で全会一致とならなかった「造作材・合板・建築用組立材料製造業」について、今後の審議等について、事務局から説明してください。

事務局（部長）

特定最賃につきましては、地域別最賃と違い、労使のイニシアチブによって決定されるものとされており、改正にあたっては、労使からの改正等の申出を受け、必要性の審議を経て、金額改正の審議をすることとなっております。

必要性の審議につきましては、特定最賃の趣旨から全会一致が条件となっており、全会一致でなければ、金額改正審議には進まないということとなります。

今回、「造作材・合板・建築用組立材料製造業」につきましては、専門部会で必要性について全会一致が得られなかったことから、審議会としては、必要性有りとの結論に至らなかったという答申となります。

この場合の、今後の審議についてですが、「造作材・合板・建築用組立材料製造業」については、金額改正諮問が行われませんので、本日の審議をもって審議は終了し、結果として「造作材・合板・建築用組立材料製造業」の最低賃金は、現行の金額据え置きということとなります。

以上です。

段野会長

ただ今の説明に御意見はございますか。

労側、使側いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

必要性の有無については全会一致が条件となりますので、本審としては、部会が全会一致にならなかったため、その旨の答申をさせていただきます。

事務局は「造作材・合板・建築用組立材料製造業」の答申文案を読み上げてください。

事務局（補佐）

ただ今より答申文案を配布いたしますので、御確認ください。

それでは、ただ今お配りしました「造作材等」に係る答申文案を読み上げさせていただきます。

令和4年8月26日

徳島労働局長 伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議は、令和4年6月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上となります。

段野会長

この答申案で答申させていただきます。よろしいでしょうか。

答申文の確認をしていただきたいと思います。

（異議なし）

よろしいでしょうか。

それでは、労働局長あて答申いたします。

（段野会長から答申文を伊藤局長に手渡す。）

それでは、続きまして次第3「特定最低賃金に係る金額改正諮問について」に移ります。

特定最低賃金について「改正の必要性有り」との答申を行った場合は、改めて徳島労働局長からの諮問を受けて、引続き金額改正についての審議を行うこととなっています。

ここで「金額改正の諮問」をお受けしたいと思います。
それではお願いいたします。

(伊藤局長から段野会長へ諮問文を手渡す)

ただ今、局長から諮問を受けました。
事務局は代表して「一般機械」の諮問文を読み上げてください。

事務局（補佐）

諮問文につきましては、合同専門部会の結果をもちまして、お手元のクリアファイルの中に入れておりますので御確認ください。

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

徳労発基0826第2号

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（平成20年徳島労働局最低賃金公示第2号）

以上になります。

段野会長

それでは、金額改正審議についての手続きや日程等について事務局から説明をお願いします。

事務局（補佐）

ただ今の諮問に関しまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、本日付で関係労使からの意見を聴取するための公示を行います。

金額改正の審議は、各特定最賃毎に専門部会を開催して行っていただきます。各専門部会の日程につきましては、先ほど開催されました合同専門部会で調整を行いましたので御報告いたします。

「一般機械」は9月21日の午前10時と同月26日の午後1時30分から。予備日としまして10月18日15時からと聞いております。

「電気機械」は10月7日の午後1時30分からと同月19日の午前10時からとなります。予備日として10月21日午前10時からと聞いております。

各専門部会の会場は、後ほど事務局よりメールにてお送りいたします開催案内通知にてお知らせいたしますので御確認ください。

なお、特定最低賃金の発効日を例年どおりの12月21日（水）としますと、答申の期限は10月21日（金）となります。

段野会長

特定最低賃金の審議につきましては、全会一致が基本ですので、労・使双方の御努力をお願いしたいと思います。

金額審議における各専門部会の議決の取扱いについては、第2回本審において、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき「専門部会で全会一致の議決が行われたときには、その議決をもって審議会の議決とする」ことが決議されていますので、改めて本審を開催することなく専門部会の議決をもって審議会の議決とすることとなります。

もし、全会一致に至らなかった場合の取扱いについて事務局より説明してください。

事務局（部長）

各専門部会で全会一致とならず採決によって部会報告を取りまとめた場合は、本審での審議が必要となります。

12月21日に発効させるためには10月21日（金）までに結審することが必要となっていますので、本審の開催が必要となった場合には、各委員の御予定を調整をさせていただいた上で本審の開催日を決めさせていただきたいと考えています。

以上でございます。

段野会長

それでは、最後の議題「その他」に移りたいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（部長）

2点ほど連絡させていただきます。

1点目は実地視察についてでございます。実地視察につきましては、コロナ

禍においてこの2年間実施しておりませんでした。6月24日のあり方検討小委員会におきまして今年度はコロナの感染状況に留意しつつ実施する方向で調整を始めるといった話を6月30日の本審で報告させていただきました。具体的な事業場の選定等を進めていきましたが、御承知のとおり、ここ数週間のコロナの感染状況を見ますと2,000人、3,000人という感染者数ということで、当該事業場とも相談した結果、今年度の実地視察は中止してほしいと意向を示され、誠に残念ではございますが今年度の実地視察は中止させていただきたく思います。

1点目は以上です。

事務局（補佐）

もう1点、御説明させていただきます。

業務改善助成金についてですが、資料の中に別途配布させていただいておりますリーフレットのとおり、最低賃金の改正発効前に賃金を引上げて申請するのがおすすりめとなっております。徳島労働局ホームページにもリーフレット等の掲載をしておりますが、周知に努めて参りたいと思います。

よろしく願いいたします。

段野会長

他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではここで、伊藤局長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

伊藤局長

局長の伊藤でございます。本日もお忙しい中、御参加いただき誠にありがとうございます。

本日、諮問いたしました「徳島県最低賃金に対する異議申出」につきまして、審議のうえ答申をいただいたところです。本日の答申の内容に沿って、令和4年度の最低賃金を決定させていただきたいと考えております。

また、今後において徳島労働局としては、改正された最低賃金額の周知に一層努め、確実な履行確保を行っていきたくと考えております。また、それと共に、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主への支援にも努めて、業務改善助成金の周知などを行っていきたくと考えております。

また本日、諮問させていただきました特定最低賃金の金額審議につきましても、ぜひよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

段野会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。

(閉 会)